

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 8月1日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置再生ガスブロウ（1B）において、出口圧力の低下及び出口流量の低下が認められたため、当該ブロウを点検・修理	C	
2	1号機	廃棄物処理系フィルタースラッジ移送ポンプ入口のドレン配管の洗浄作業中、当該ドレン配管に繋がる軸封部ドレン受け配管の開放部より、洗浄水の漏えいが認められたため、対応検討	B	
3	2号機	中央制御室主蒸気逃し安全弁（2-71H）弁開閉状態表示閉ランプ（緑色）に点灯不良が認められたため、当該ランプ表示回路を点検	C	
4	2号機	タービン建屋地階において、母線接地装置を床面に固定するためのアンカーボルト穴あけ作業時、埋設アース線に損傷を与えたことが認められたため、当該アース線を点検・修理	C	
5	3号機	廃棄物処理系廃液サンプルポンプ（B）空気駆動循環弁用制御空気減圧弁のキャップの破損による空気の微少リークが認められたため、当該キャップを交換	D	
6	3号機	廃棄物処理系廃液中和ポンプ（B）と床ドレン収集ポンプの連絡弁（748B）において、開閉表示ランプ用リミットスイッチに動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
7	3号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器入口PH記録計用チャート紙の交換時、誤って別の記録計用チャート紙を使用してしまったため、対応検討	C	
8	3号機	廃棄物処理系廃液サンプルポンプ（B）出口弁用フレキシブル電線管に外れが認められたため、当該電線管を点検・修理	D	
9	5号機	廃棄物処理系床ドレンサンプ（A）用ポンプ（2台）の点検時、ポンプ外観に腐食が認められたため、当該ポンプを修理	D	
10	6号機	電気品室換気空調系冷凍機（B）用圧カスイッチ（高圧側）元弁の点検において、グラウンド部保護用キャップの紛失が認められたため、当該キャップを取付	D	
11	6号機	電気品室換気空調系膨張水槽（B）用水位スイッチ内部機構の点検において、腐食によるビスの折損等が認められたため、当該水位スイッチを交換	D	
12	集中環境施設	可燃性雑固体焼却設備（B）用排ガスブロウの試運転において、振動異常が認められたため、当該ブロウを修理	C	
13	その他	使用済燃料輸送容器保管設備清浄エリア排風機用電動機の点検時、軸とファン間の嵌合値及び軸径寸法において、管理値外れが認められたため、当該部品を修理	D	
14	その他	水処理設備排水処理装置活性炭ろ過器の出口配管において、水のにじみが認められたため、当該配管を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで